

2019年10月31日

公益法人認定申請に係る不認定処分取り消し訴訟の結果について

一般財団法人日本尊厳死協会理事長 岩尾総一郎

2019年10月30日午後、東京高等裁判所において、内閣府公益法人認定審査会が行った公益不認定処分を取り消した第一審判決を維持する判決が出されました。

当協会は1976年に設立された任意団体を母体とし、2015年、一般財団法人に組織変更して現在に至ります。当協会は終末期における自己決定権の行使として一人一人が医療のあり方を選択できる社会の実現を目指し、終末期における医療選択の自由についての

- ① 普及啓発、
- ② 調査研究・提言、
- ③ 尊厳死の宣言書(リビング・ウイル)の登録管理

の3事業を中核事業として活動を続け、現在10万人を超える会員を擁しています。

当協会はこれらの活動をさらに進めるため、2013年と15年にわたり、内閣総理大臣に対し公益法人認定申請を行いました。結論として、認定法5条1号、および8号の非該当、つまり、協会の3事業は公益目的には該当せず、いずれも不認定とされました。特に2回目の不認定理由に挙げられた「当協会を公益法人として認定すると、終末期医療に携わる医師を誤った判断に誘引する等の悪影響を与える」という点は当協会として到底承服しがたく、この2回目の不認定処分を不服として、2017年6月8日東京地方裁判所に対し、同処分の取り消し及び認定処分の義務付けを求めて提訴しました。

第一審は当協会の主張を認め、公益認定処分における行政庁の裁量権を否定し、「当協会のリビング・ウイルの存在が医師に何らかの法的不利益を与える可能性がある」という処分理由を事実誤認と判断し、当協会の3事業は公益目的事業であると認めました。なお、義務付けについては棄却されております。

そして、昨日、10月30日の控訴審判決でも第一審判決の判断を維持し、当協会の公益法人認定申請の不認定とした国の処分を違法としました。控訴審判決は、処分の取り消しに関して、当協会の主張をほぼ全面的に認めたものであり、かつ、当協会の活動、特に当協会発行のリビング・ウイルの有用性などについて踏み込んだ判断をしています。これら当協会の主張が高等裁判所にて受け入れられたことは、大変喜ばしいものと考えております。

一方、義務付け請求については受け入れられず残念ではありますが、想定範囲でもありました。当協会としては、本控訴審判決について、原則上告する意思はありません。国に対しては本判決の内容を厳粛に受け止め、速やかに当協会に対し公益法人として認定することを求めます。